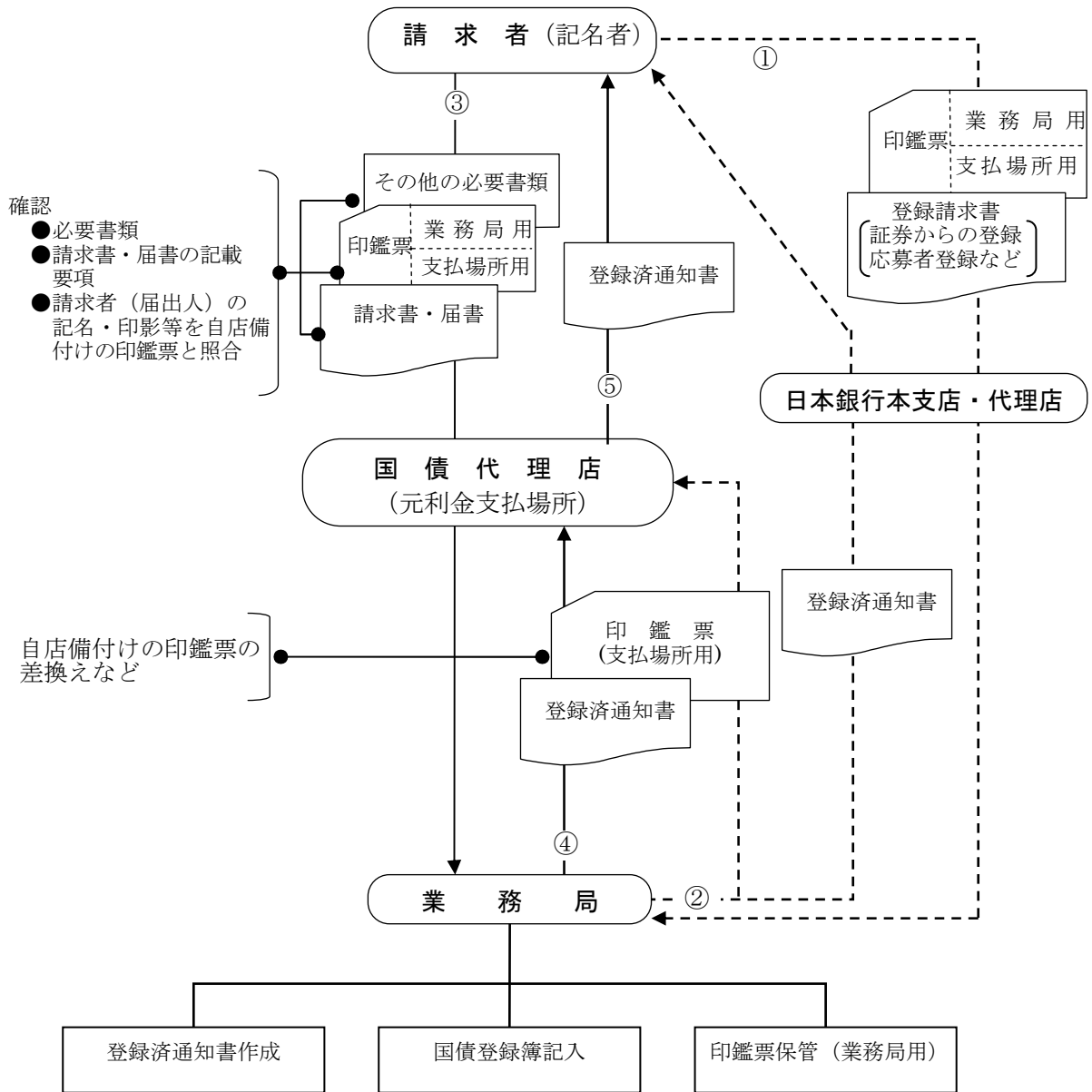


500	登録国債に関する請求・届出の 取次ぎ事務
-----	-------------------------

(国債代理店事務)

あらかし



- 自店を支払場所とする登録国債について、元利金支払場所変更の請求、改印その他各種の届出を受けたときは、所定の必要書類を提出させ、これを業務局国債業務グループへ取次ぐ。
- 業務局から登録済通知書の送付を受けたときは、その旨を請求者に通知し、これを交付する。
- 点線で示した事務は、国債代理店では取扱わない。

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 登録国債に関する請求・届出・通知を受けたときは、次の区分に従い必要書類を提出させる。</p> <p>なお、必要書類のうち、戸籍謄本等については電子情報処理組織により作成される次の書類でもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍謄本……………戸籍の全部事項証明書 ● 戸籍抄本……………戸籍の個人事項証明書 <p>● 2口以上の請求・届出を同時に受けた場合（例えば元利金支払場所変更の請求と同時に住所変更の届出を受けた場合など）、それぞれの区分に従って提出させる印鑑票が同一書式のもののときは、いずれかの請求・届出について提出させれば足りる。</p>

請求・届出の種類	必要書類など	
	請求書・届書・印鑑票	添付書類など
<p>① 元利金支払場所変更の請求</p> <p>〔支払場所を自店から他店に変更するもの、または他店から自店に変更するものに限る。〕</p>	<p>○ 登録国債元利金支払場所変更請求書 (書式No.127)</p> <p>○ 記名者の登録国債印鑑票 (書式No.131(A))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">記載例 1 参照</div>	<p>○ 登録国債に質権・担保権が設定されている旨の申出を受けたときは、質権者・担保権者がその支払場所変更に同意していることを確かめる必要があるため、次のいずれかの方法をとらせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 質権者・担保権者の同意書を請求書に添付させる。 <p>〔同意書 当該登録国債について元利金の支払場所を変更することに異議ない旨などを記載した適宜の書面〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請求書の余白に質権者・担保権者の住所・氏名（法人・法人に準ずる団体などのときは、代表者・管理者の資格・氏名）を記載・押印させる。
<p>② 住所・氏名（名称）変更の届出</p> <p>〔自店を支払場所とするものに限る。〕</p>	<p>○ 登録国債記名者氏名等変更届 (書式No.128)</p> <p>○ 登録国債印鑑票</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 記名者のとき (書式No.131(A)) ● その他の者のとき (書式No.131(B)) 	<p>○ 住所変更のとき……………添付書類不要</p> <p>○ 氏名変更のとき……………戸籍抄本</p>

(請求・届出の種類)	(請求書・届書・印鑑票)	(添付書類など)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">記載例 2 参照</div>	<p>○ 名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人のとき……登記事項証明書などその変更の事実を確認できる書類 ● 法人に準ずる…官公署・公共団体の団体のとき 証明書または団体の規約などの写 <p style="font-size: small;">〔法人に準ずる団体の名称変更が、官報・公報により確認できるときは、証明書に代え、その(写)を添付させることとしてよい。〕</p>
<p>③ 改印の届出</p> <p>〔自店を支払場所とするものに限る。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録国債記名者氏名等変更届 (書式No.128) ○ 登録国債印鑑票 <ul style="list-style-type: none"> ● 記名者のとき (書式No.131(A)) ● その他の者のとき (書式No.131(B)) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">記載例 2 参照</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧印による届出のとき…添付書類不要 ○ 新印による届出のとき…印鑑証明書 <p style="font-size: small;">〔公共団体・法人に準ずる団体などの代表者・管理者について、印鑑証明書が徴求できないときは不要。〕</p>
<p>④ 記名者が法人・法人に準ずる団体であるときの代表者・管理者変更の届出</p> <p>〔自店を支払場所とするものに限る。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録国債記名者氏名等変更届 (書式No.128) ○ 登録国債印鑑票 <ul style="list-style-type: none"> ● 記名者のとき (書式No.131(A)) ● その他の者のとき (書式No.131(B)) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">記載例 3 参照</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の代表者変更のとき <ul style="list-style-type: none"> ● 登記事項証明書 ● 印鑑証明書 ○ 法人に準ずる団体の代表者・管理者の変更のとき <ul style="list-style-type: none"> ● 官公署・公共団体の証明書(前記②参照)または団体の規約などの写 ● 印鑑証明書(前記③参照)
<p>⑤ 職務による元利金受領者の変更の届出</p> <p>* 都道府県・市町村の会計管理者のように、法令の規定により元利金を受領する者の職務が定められているときがある。</p> <p>〔自店を支払場所とするものに限る。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代表者からの適宜の届書 ○ 元利金受領者の登録国債印鑑票 (書式No.131(B)) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">記載例 4 参照</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届書に元利金受領者の印が押されないときは、代表者の印で届書と印鑑票とを契印させるか、または代表者に受領者の印鑑を証明させる。

(請求・届出の種類)	(請求書・届書・印鑑票)	(添付書類など)
<p>⑥ 元利金の受領 その他登録手続 に関する常任代 理人の選任・変 更・解任・委任事 項変更の届出</p> <p>〔自店を支払場所と するものに限る。〕</p>	<p>○ 記名者（法人・法人に準ずる 団体のときは、代表者・管理 者）からの適宜の届書</p> <p>○ 常任代理人の登録国債印鑑票 （書式No.131(B)） 〔解任のときを除く〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">記載例 5 参照</div>	<p>○ 届書に常任代理人（変更のときは新代 理人）の印が押されないときは、代表者・ 管理者の印で届書と印鑑票とを契印させ るか、または代表者・管理者に常任代理 人の印鑑を証明させる。</p>

②書類の審査

- 提出された書類について、次のことを確かめる。
 - 請求・届出・通知の種類ごとに前記必要書類が整っているか
 - 請求書・届書に必要事項が明りょうに記載されているか
特に印鑑票には、記名者の氏名（名称）のカタカナ書きおよび郵便番号を記載する扱いとしているので、その記載もれ・誤りなどがないよう注意する。
 - 請求書・届書・印鑑票に記載・押印されている請求者・届出人の住所、氏名または名称（請求者が法人または法人に準ずる団体であるときは、その代表者、管理者または代理者の役職名および氏名を含む。）、登録番号および印影または署名が自店備付けの印鑑票と一致しているか・登録番号・印影が自店備付けの印鑑票と一致しているか
 - * 捨印を押させた場合、この捨印の利用可能な範囲は、原則として、請求者・届出人の住所・元利金支払場所等（金額・氏名（名称）・国債名称を除く。）について、明らかに誤字・脱字と認められるものの訂正・挿入・削除に限っているが、その利用に当って疑問のあるときは、業務局国債業務グループに照会のうえ取扱う。

③店名などの表示および送付

- 提出された書類のうち、請求書・届書・通知書に店名・受付日付を表示する。
⇒141②参照・受付証票類への店名などの表示
- 請求書・届書・通知書・印鑑票・添付書類を一括して封筒に納め、速やかに業務局国債業務グループへ送付する。

④国債登録簿登録済通知書の受理

- 業務局から登録済通知書の送付を受けたときは、請求者へこれの受領方を電話などにより通知する。

登録済通知書
例示参照

⑤登録済通知書の交付

- 請求者から登録済通知書の交付請求を受けたときは、これを請求者へ交付する。

書式 No.127
 注意 質（担保）権の設定があるものについては質（担保）権者等の同意書を添付するか、または余白に質（担保）権者が住所・氏名（名称）を記載し、押印して下さい。

登録国債元利金支払場所変更請求書

① 担保権者
 日本銀行 御中 福岡県○○○
 ○○郵便局長○○○○ 印 (提出日) 28.4.1

③ 捨印 代表者の印
 住所 福岡市中央区天神2-14-2 印
 ○○証券株式会社 代表者の印
 氏名 取締役社長 甲野太郎

下記記名の登録国債の元利金の支払場所を次のとおり変更して下さい。

太線内を記入のこと。

変更希望日	平成28年4月5日		
記名	○○証券株式会社	登録番号	00804000
新支払場所	○○銀行○○支店	コード	
旧支払場所	△△銀行△△支店	コード	

交付印（店名・日付）

⑤ 28.4.1

○○銀行○○支店

業務用交付欄

登録年月日

印鑑票	枚
同意書	
添付書類	

請求書・届書・印鑑票などの記載例 2 ——— 住所・氏名（名称）の変更・改印

書式 No. 128


注意 1. 氏名変更のときは戸籍抄本、名称変更のときは、法人については登記事項証明書、法人に準ずる団体については証明書を添付して下さい。
 2. 代表者（管理者）交替のときは、登記事項証明書等後任者の資格を証する書類および印鑑証明書を添付して下さい。
 3. 改印の届出の場合（代表者（管理者）交替のときを除く）、※は旧印があるときは旧印により、旧印のないときは印鑑証明書を添付のうえ新印で行って下さい。

登録国債記名者氏名等変更届

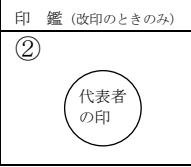
（提出日） 13. 11. 20

日 本 銀 行 御 中

③
*捨印



②
印 鑑 (改印のときのみ)




住所 名古屋市中区錦2-1-1.....

株式会社 ○○コーポレーション

氏名 取締役社長 □ □ □ □

下記のとおりに変更しましたからお届けします。

代表者の印



太線内を記入のこと。

④ 変更事項 (該当番号を○で囲む)	変更希望日	平成 13 年 11 月 22 日
<p>①. 記 名 者</p> <p>2. 質 権 (転質権) 者</p> <p>3. 担 保 権 者</p> <p>4. 代 理 人 (非居住者分)</p> <p>5.</p>	<p>①氏 名 (名称) <注意 1. 参照></p> <p>2. 住 所</p> <p>3. 代 表 者 (管理者) <注意 2. 参照></p> <p>④. 印 鑑 <注意 3. 参照></p> <p>5.</p> <p>6.</p>	<p>新 株式会社 ○○コーポレーション</p> <p>旧 株式会社 ××商事</p>
<p>登録番号・コード</p> <p style="text-align: center;">3 0 0 0 8 7 6 0</p>		

受付印 (店名・日付)

⑥

13. 11. 20

○○銀行○○支店

業務局受付欄

添付書類	印 鑑 票	1 枚
	印鑑証明書	
	登記事項証明書	1
	戸 籍 抄 本	

登録年月日

--	--	--	--

- ① 自店備付けの印鑑票と照合する。
- ② 改印の場合に新印を押す。
- ③ 捨印を押す。
- ④ 変更事項を表示する。
 ●この記載例は、記名者の名称変更・代表者印の改印を表す。
- ⑤ 添付書類の枚数を記載する。
 ●新印による届出の場合には、印鑑証明書を添付する。
- ⑥ 店名・受付日付を表示する。

* 変更後の事項を記載し、押印した印鑑票の記載例は、記載例 1 参照

書式 No. 128

- 注意**
1. 氏名変更のときは戸籍抄本、名称変更のときは、法人については登記事項証明書、法人に準ずる団体については証明書を添付して下さい。
 2. 代表者（管理者）交替のときは、登記事項証明書等後任者の資格を証する書類および印鑑証明書を添付して下さい。
 3. 改印の届出の場合（代表者（管理者）交替のときを除く）、※は旧印があるときは旧印により、旧印のないときは印鑑証明書を添付のうえ新印で行って下さい。

登録国債記名者氏名等変更届

(提出日) 13. 11. 29

日本銀行 御中

② *捨印	代表者の印	印鑑 (改印のときのみ) ①	住所 札幌市中央区大通西3丁目7番地	株式会社 ○○銀行	代表者の印
			氏名 取締役頭取 ○ ○ ○ ○		

下記のとおり変更しましたからお届けします。

太線内を記入のこと。

③ 変更事項 (該当番号を○で囲む)		変更希望日	平成 13 年 12 月 3 日
①. 記名者	1. 氏名 (名称) <注意 1. 参照>	新	取締役頭取 ○ ○ ○ ○
2. 質権 (転質権) 者	2. 住所		
3. 担保権者	③. 代表者 (管理者) <注意 2. 参照>	旧	取締役頭取 △ △ △ △
4. 代理人 (非居住者分)	4. 印鑑 <注意 3. 参照>		
5.	5.		
登録番号・コード			
0 0 0 0 1 2 0 0 0 0			
6.			

受付印 (店名・日付) ⑤ 13. 11. 29 ○○銀行○○支店	業務局受付欄	添付書類 登録年月日	<table border="1"> <tr> <td>印鑑票</td> <td style="text-align: center;">1 枚</td> </tr> <tr> <td>印鑑証明書</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>登記事項証明書</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>戸籍抄本</td> <td></td> </tr> </table>	印鑑票	1 枚	印鑑証明書	1	登記事項証明書	1	戸籍抄本	
印鑑票	1 枚										
印鑑証明書	1										
登記事項証明書	1										
戸籍抄本											

- ① 代表者（管理者）変更と同時に新しい印章を使用する場合であっても改印に該当しないので、この欄への押印を要しない。
●新印使用の場合には、新印により届出を行う。
- ② 捨印を押す。
- ③ 変更事項を表示する。
- ④ 添付書類の枚数を記載する。
- ⑤ 店名・受付日付を表示する。

* 新代表者の印鑑票の記載例は、記載例 1 参照

元 利 金 受 領 者 変 更 届

(日付) 19. 5. 10

日 本 銀 行 御 中

住所 ○○市大手町一丁目 1 - 1

氏名 △△県知事 △ △ △ △

①

印

②

契
印

下記のとおり元利金受領者を変更しましたのでお届けします。

登録番号 2 0 0 0 0 9 4 0 記

新 元利金受領者	(資格氏名) △△県会計管理者 ○ ○ ○ ○	印
	(委任事項) 元利金受領に関する一切の権限	③

旧 元利金受領者	(資格氏名) △△県会計管理者 □ □ □ □
-------------	----------------------------

④ 19. 5. 10

○○銀行○○支店

--	--	--

- ① 自店備付けの印鑑票と照合する。
- ② この書式を使用しなかったときなどで、届書に元利金受領者の印が押されないときは、代表者印で届書と印鑑票とを契印させるか、または代表者が印鑑票に押されている元利金受領者の印鑑を証明する。
- ③ あわせて提出を受けた元利金受領者の印鑑票と照合する。
- ④ 店名・受付日付を表示する。

* 新元利金受領者の印鑑票の記載例は、記載例 5 参照

①
選任
常任代理人変更届
解任

(日付) 6.5.25

日本銀行 御中

住所 札幌市中央区大通西3丁目7番地

株式会社 ○○銀行

氏名 取締役社長 ○ ○ ○ ○

①
選任

下記のとおり常任代理人を変更しましたので、お届けします。
解任

契
印

使用開始希望日	平成6年 6月 1日	登録番号	0:0:0:1:2:0:0:0
新代理人	(資格氏名) 株式会社 ○○銀行 東京営業部 部長 △ △ △		印鑑 印
	(委任事項) 該当番号を○で囲む ①. 登録国債に関する一切の権限 ②. 登録国債の各種請求に関する権限 ③. 登録国債の元金受領に関する権限 ④. その他 (具体的に記入)		
旧代理人	(資格氏名)		

⑤ 6.5.25
○○銀行○○支店

- ① いずれかを○で囲む。
- ② 自店備付けの印鑑票と照合する。
- ③ この書式を使用しなかったときなどで、届書に常任代理人の印が押されないときは、代表者印で届書と印鑑票とを契印するか、または代表者が印鑑票に押されている常任代理人の印鑑を証明する。
- ④ それぞれを照合する。
- ⑤ 店名・受付日付を表示する。
- ⑥ 業務局記載欄

書式No. 131 (B)
(注) 1. 質権 (転質権) 者の印鑑票の場合で記名者が利子を受け取る特約のあるときは、支払場所備付用の記載を要しない。
2. 質権 (転質権) 者または担保権者の印鑑票の場合は、「カナ書氏名」欄についても記載して下さい。この場合、代表者または管理者の印鑑票のときは、質権 (転質権) 者または担保権者である法人または法人に準ずる団体の名称についてカタカナで記載して下さい。

登録国債印鑑票 (業務局備付用)

コード

いずれかを○で囲む	質権 (転質権) 者 担保権者 総代理人 常任代理人	住所 (〒×××-××××) 東京都中央区日本橋1-13-13 氏名 株式会社○○銀行東京営業部 部長 △ △ △ △	印鑑 印	(受付日付)
	親権者 後見人			(資格区分) (業 態) (元金受取人指定区分)
契印	業務局記載 (記名)	代理権限	カナ書氏名	

③

結末日 事由

日本銀行業務局

登録国債印鑑票 (支払場所備付用)

コード

いずれかを○で囲む	質権 (転質権) 者 担保権者 総代理人 常任代理人	住所 (〒×××-××××) 東京都中央区日本橋1-13-13 氏名 株式会社○○銀行東京営業部 部長 △ △ △ △	印鑑 印	(業務局受付日付)
	親権者 後見人			(印鑑票受入日) (不用組替日)
	業務局記載 (記名)	代理権限		

(注) 元金金の支払に際しては、登録国債元金 (または利子) 領収証書の登録番号欄記載のコードと上記のコードを照合すること。

日本銀行業務局

⑥

常任代理人 **選任** ①
変更届
解任

(日付) 6.9.20

日本銀行 御中

住所 札幌市中央区大通西3丁目7番地

株式会社 ○○銀行

氏名 取締役頭取 ○ ○ ○ ○



②

選任 ①
下記のとおり常任代理人を**変更**しましたので、お届けします。
解任

③ 契印

記

使用開始希望日	平成6年 10月 1日	登録番号	0 0 0 1 2 0 0 0
新代理人	(資格氏名) 株式会社 ○○銀行 東京営業部 部長 × × × ×	印鑑	
	(委任事項) 該当番号を○で囲む ①. 登録国債に関する一切の権限 2. 登録国債の各種請求に関する権限 3. 登録国債の元金受領に関する権限 4. その他 (具体的に記入)		
旧代理人	(資格氏名) 株式会社 ○○銀行 東京営業部 部長 △ △ △ △		

④ 6.9.20

○○銀行○○支店

--	--	--

① いずれかを○で囲む。

② 自店備付けの印鑑票と照合する。

③ この書式を使用しなかったときなどで、届書に常任代理人の印が押されないときは、代表者印で届書と印鑑票とを契印するか、または代表者が印鑑票に押されている常任代理人の印鑑を証明する。

④ 店名・受付日付を表示する。

常任代理人 **選任** ①
変更届
解任

(日付) 6.9.20

日本銀行 御中

住所 福岡市中央区天神2-14-2

○○証券株式会社

氏名 取締役社長 ○ ○ ○ ○



②

選任 ①
下記のとおり常任代理人を**変更**しましたので、お届けします。
解任

記

使用開始希望日	平成6年 10月 1日	登録番号	0 0 8 0 4 0 0 0
新代理人	(資格氏名)	印鑑	
	(委任事項) 該当番号を○で囲む 1. 登録国債に関する一切の権限 2. 登録国債の各種請求に関する権限 3. 登録国債の元金受領に関する権限 4. その他 (具体的に記入)		
旧代理人	(資格氏名) ○○証券株式会社 経理部長 □ □ □ □		

④ 6.9.20

○○銀行○○支店

--	--	--

国債登録簿登録済通知書

記名		住所		元利金支払場所	
〇〇証券株式会社 殿		〒×××-×××× 札幌市中央区 北1条西3丁目		〇〇銀行 〇〇支店	
登録日	登録番号	国債名称・記号			備考
28-04-01	00850000	利付国庫債券(20年) 第56回			
事由	相手先登録番号	登録額(千円)	削除額(千円)	現在額(千円)	
元利金支払場所変更				*****15,000,000	

(注) この通知書は譲渡質人の目的となるものではありません。

日本銀行

店
印